◇ 目



愛 媛 県 報

発行 愛媛 媛 県

第2076号

平成21年6月23日火曜日 第2076号

告	
土地改良事業の工事の完了	612
海岸保全区域の指定	612
海岸保全区域の指定の一部改正	612
土地改良区役員の就退任の届出(2件)	613
道路の位置の指定	614

道路の位置の指定.......614

次 💠

24年法律第 195 号) 第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。 平成21年 6 月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
農業用用排水施設整備事業	北条地区	平成21年 3 月18日

告 示

○愛媛県告示第860号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和

○愛媛県告示第 861 号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定により、次のとおり海岸保全区域を指定する。 平成21年6月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

海岸名市	市 町	主管	省	管理	! 者	\boxtimes	域	
燧灘沿岸瀬 字	今治市	農林が国土		愛媛県	知事	基点 1 から基点19までを順次結んだ線並びに基点19、補助点3、補助点2、補助点1及び基点1を順次結んが基点2を順次結んが基点及び補助点の表示(角度の表示は真北) 基点1 は、今治市上浦町瀬戸1310番の標柱(北緯34屆基点2 は、基点1 から196度05分20秒111 32mの標料基点3 は、基点2 から203度11分51秒173 .12mの標料基点4 は、基点3 から198度31分21秒45 56 mの標料基点5 は、基点4 から268度54分06秒18 26 mの標料基点5 は、基点5 から183度46分34秒38 87 mの標料基点6 は、基点6 から102度13分58秒14 .76 mの標料基点9 は、基点6 から102度13分58秒14 .76 mの標料基点9 は、基点8 から193度12分45秒25 89 mの標料基点10は、基点10から152度51分11秒35 .06 mの標料基点11は、基点11から115度58分57秒30 20 mの標料基点12は、基点11から115度58分57秒30 20 mの標料基点13は、基点14から155度24分36秒41 51 mの標料基点13は、基点12から15度26分37秒37 00 mの標料基点15は、基点14から225度20分59秒16 .19 mの標料基点15は、基点15から238度00分54秒26 23 mの標料基点17は、基点16から276度44分00秒40 .00 mの標料基点17は、基点17から186度02分37秒37 50 mの標料相助点1は、基点17から186度02分37秒37 50 mの標料 は、基点17 から100度27分45秒50 .00 mの標期的点2は、基点12から20度56分54秒55 .00 mの標期的点4は、基点13から27度32分58秒57 .00 mの標期的点5は、基点13から27度32分58秒57 .00 mの標期的点5は、基点13から27度32分58秒57 .00 mの標期的点5は、基点13から27度32分58秒57 .00 mの標期的点5は、基点13から27度32分58秒57 .00 mの標期的点5は、基点13から27度32分58秒57 .00 mの標期的点5は、基点14から74度30分50秒56.00 mの標期的点7は、基点19から69度00分00秒110 .00mの標	だ線により囲まれた区域 度13分43秒、東経 133 度 3 分22秒) 柱柱 柱柱柱柱柱柱柱柱柱柱柱柱柱柱柱柱柱柱柱柱柱柱柱柱柱柱柱柱柱柱柱柱	点 4、

○愛媛県告示第862号

海岸法(昭和31年法律第 101 号)第 3 条第 1 項の規定により海岸保全区域を指定したので、海岸保全区域の指定(昭和33年 3 月愛媛県告示第 277 号)の一部を次のように改正する。

平成21年6月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

燧灘沿岸	ŧ			燧灘沿岸	É		
海岸名	地区	地先	区域	海岸名	地区	地先	区 域
	海岸	海岸			海岸	海岸	
	名	名			名	名	
省略				省略			
上浦港	瀬戸		基点1から基点6までを順次結んだ	上浦港	瀬戸		<u>イ線、口線、八線、二線、ホ線、^</u>
(<u>今治</u>			線並びに基点 6 、補助点 4 、補助点	(上浦			線、ト線及びチ線により囲まれた区域
<u>市</u>)			3、補助点2、補助点1及び基点1を	<u>村</u>)			<u>注</u>
			順次結んだ線により囲まれた区域				イ線 大字瀬戸字宮下新田甲4508番地
			基点及び補助点の表示(角度の表示				地先港湾区域境界標柱から105度30>
			は、真北)				<u>ートルの地点まで引いた線</u>
			基点1は、今治市上浦町瀬戸3885番				口線 イ線の終点より大字瀬戸字山3
			の標柱(北緯34度13分30秒、東経133度				甲1375の3番地地先港湾区域境界橋
			03分11秒)				柱から22度30メートルの地点に至る
			基点 2 は、基点 1 から186度03分05秒				瀬戸海岸護岸天端前肩から海面側3
			10 .00メートルの地点				<u>メートルの線</u>
			基点 3 は、基点 2 から96度34分06秒				八線 口線の終点から大字瀬戸字山3
			64 .00メートルの地点				甲1375の 3 番地々先港湾区域境界橋
			基点 4 は、基点 3 から135度12分14秒				柱まで引いた線
			133 .65メートルの地点				二線 八線の終点から202度20メート川
			基点 5 は、基点 4 から125度18分10秒				の地点まで引いた線
			51.45メートルの地点				ホ線 二線の終点より大字瀬戸字村下
			基点 6 は、基点 5 から110度35分22秒				甲3770番地地先標柱に至る瀬戸海岸
			<u>57 .60メートルの地点</u> 補助点1は、基点1から69度00分00				護岸天端前肩から陸地側10メート川
			## 110 .00メートルの地点				<u>の線</u> へ線 二線の終点から 3 度67メートル
			補助点 2 は、基点 3 から69度00分00				の地点まで引いた線
			秒90.00メートルの地点				- <u>- 32点 & と 引いた感</u> ト線 へ線の終点より大字瀬戸字宮下
			補助点 3 は、基点 5 から25度19分45				新田甲4508番地地先港湾区域境界標
			秒40.00メートルの地点				柱から288度30メートルの地点に至る
			補助点4は、基点6から21度09分42				瀬戸海岸護岸天端前肩から陸地側30
			秒40.00メートルの地点				メートルの線
							チ線 へ線の終点とイ線の起点を結ん
							<u>だ線</u>
 省略				省略			

○愛媛県告示第 863 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 西条市三芳土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した 旨の届出があった。

平成21年6月23日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

就 任

役員の種類	氏		名	住	所
理事	莖	田元	近	西条市三芳947番地 2	
"	松 :	木	正	西条市三芳2120番地	
"	藤	原靖	久	西条市三芳2061番地	

"	髙	松	好	和	西条市三芳2022番地
"	垂	水	波四	凹郎	西条市三芳1986番地
"	内	藤		彊	西条市三芳1158番地 1
"	中	島	_	夫	西条市三芳1498番地
"	日和	位	廣	昭	西条市三芳1084番地
"	垂	水		司	西条市三芳1964番地
"	行	本		清	西条市三芳1688番地 2
"	行	本		堯	西条市三芳1619番地 2
"	近	藤	利	夫	西条市三芳1190番地
"	武	田	秋	義	西条市三芳204番地
"	渡	邉	信	義	西条市三芳1722番地 1
"	莖	田	常	秋	西条市三芳1980番地
監事	青	野	道	男	西条市三芳1110番地

"	垂	水	文	孝	西条市三芳917番地
"	豊	田	明	夫	西条市三芳2167番地 2
"	安	藤	治	見	西条市三芳1801番地12

退任

役員の種類	氏	名	住	所
理事	莖 田	元 近	西条市三芳947番地 2	
"	松木	正	西条市三芳2120番地	
"	藤原	靖久	西条市三芳2061番地	
"	髙 松	好 和	西条市三芳2022番地	
"	垂水	波四郎	西条市三芳1986番地	
"	内藤	彊	西条市三芳1197番地	
"	中島	一夫	西条市三芳1498番地 1	
"	日和佐	廣 昭	西条市三芳1084番地	
"	垂水	司	西条市三芳1964番地	
"	行 本	清	西条市三芳1688番地 2	
"	行 本	堯	西条市三芳1619番地 2	
"	近 藤	利 夫	西条市三芳1190番地	
"	武 田	秋 義	西条市三芳204番地	
"	渡邉	信義	西条市三芳1722番地 1	
"	莖 田	常秋	西条市三芳1980番地	
監事	青 野	道 男	西条市三芳1110番地	
"	垂水	實	西条市三芳917番地	
"	豊田	明 夫	西条市三芳2167番地 2	
"	安藤	治 見	西条市三芳1801番地12	

○愛媛県告示第864号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新居浜市大島土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年6月23日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

就 任

役員の種類	氏	名	住	所
理事	近藤道	<u> </u>	新居浜市大島229 - 1番地	
"	合田友	₹ −	新居浜市大島565番地	
"	合田進	<u> </u>	新居浜市大島570番地	
"	山本	寛	新居浜市大島甲46番地	
"	合 田 義	美 次	新居浜市大島188 - 2番地	
"	近 藤	弘	新居浜市大島233 - 2番地	
"	川上八	重 子	新居浜市大島276番地	
"	真鍋正	±	新居浜市大島460番地	
"	白 石 篮	主美	新居浜市大島134番地	
"	内山隆	市	新居浜市大島117番地	
"	後 藤 -	- 誠	新居浜市大島91番地	
監事	小 山	清	新居浜市大島117 - 1番地	
"	小 西 國	人	新居浜市大島271番地	
1				

退任

役員の種類	氏 名		名	住	所	
理事	後	藤	金ス	比郎	新居浜市大島91番地	
"	合	田	友	_	新居浜市大島565番地	
"	合	田	進	_	新居浜市大島570番地	
"	山	本		寛	新居浜市大島甲46番地	
"	合	田	義	次	新居浜市大島188 - 2番地	
"	近	藤		弘	新居浜市大島233 - 2番地	
"	近	藤	達	_	新居浜市大島229 - 1番地	
"	Ш	上	八重	巨子	新居浜市大島276番地	
"	真	鍋	正	±	新居浜市大島460番地	
"	白	石	寍	美	新居浜市大島134番地	
"	内	Щ	隆	市	新居浜市大島117番地	
監事	小	Щ		清	新居浜市大島117 - 1番地	
"	小	西	國	夫	新居浜市大島271番地	

○愛媛県告示第 865 号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成21年 6 月23日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

- 1 指定年月日及び番号
 - 平成21年6月15日 20東四土(道)第8号
- 2 道路の位置

四国中央市土居町土居 104番の一部、119番の一部、120番6、104番地先水路及び119番地先水路

幅員 6.00~6.04メートル

延長 73 46メートル

- 3 申請人の住所及び氏名
 - 四国中央市土居町北野81番地4
 - 有限会社加地不動産
 - 代表取締役 星田 秀樹
- 4 図面省略

○愛媛県告示第 866 号

建築基準法(昭和25年法律第 201 号)第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成21年6月23日

愛媛県南予地方局長高魚貞利

- 1 指定年月日及び番号
 - 平成21年6月11日 21大土建(道)第1号
- 2 道路の位置

喜多郡内子町平岡甲 453 番

幅員 4.00メートル

延長 34.70メートル

3 申請人の住所及び氏名

喜多郡内子町内子 264 番地

株式会社 とみなが

代表取締役 冨永 洪太郎

4 図面省略